

## 自動車輸送統計調査の必要性及び利活用について

### 1. 役割・目的について

本統計は、道路運送法(昭和26年法律第183号)に基づく道路運送調査規則(昭和27年運輸省建設省令第1号)により、自動車の使用者は、自動車による旅客又は貨物の輸送状況を「自動車輸送実績報告書」として使用者の住所を管轄する都道府県(陸運事務所)を經由して毎月運輸本省に提出し、これにより輸送統計を作成していたが、自動車の激増等により輸送実績を迅速かつ正確に把握するため、昭和35年4月から統計法に基づく指定統計第99号として調査を開始した。

その後、昭和39年に営業用バスの全数調査及び路線トラック調査を追加、昭和62年に軽自動車の調査対象への追加等を行い、現在に至っている。

この調査の果たす役割は、自動車の激増等により自動車による旅客又は貨物の輸送状況を迅速かつ正確に把握するものに加え、地球温暖化対策に係る我が国の施策の基礎データとして重要な指標となっている。

このような背景のもと、自動車輸送統計調査を継続的に実施し、行政施策等に必要なデータの提供を行うことは必要不可欠である。

### 2. 利活用について

自動車輸送統計調査の結果は、我が国の自動車輸送活動の現状を趨勢的、定量的に把握するために活用される他、道路整備計画に関わる需要予測や交通分野における環境対策推進の基礎データとして活用されている。

#### <主な活用例>

- 1) 将来交通需要推計のための基礎資料
- 2) 温室効果ガス(CO<sub>2</sub>)排出量の数値算出のための基礎資料
- 3) 「ロジスティクス分野におけるCO<sub>2</sub>排出量算定方法共同ガイドライン」の策定のための基礎データ
- 4) モーダルシフト推進施策の基礎資料
- 5) 国土交通白書において、自動車運送事業の動向と施策のトラック輸送動向を示す基礎資料
- 6) 環境自主行動計画のための基礎資料
- 7) 運送業界団体の輸送動向関連の基礎資料
- 8) 各種運輸関連の自動車輸送の基礎的資料